

# 三大疾病療養者の治療と仕事の両立支援事業 ご案内

兵庫県では、三大疾病（がん、脳卒中、心血管疾患）に罹患しても離職することなく、治療と仕事を両立できる環境の整備を目的として、治療のために一時休職する従業員の代替職員を雇用した場合、その賃金の一部を助成する事業を実施しています。

## 対象事業所

- ① 健康づくりチャレンジ企業に登録されている企業のうち、従業員数（常時雇用労働者数）が、300人以下の事業所
- ② 兵庫県内の従業員数100人以下の事業所等



## 対象経費

三大疾病（がん、脳卒中、心血管疾患）の治療のために休職する従業員の代替職員の賃金

## 補助額

代替職員の賃金の2分の1（上限10万円/月）

## 補助期間

休職職員の休職期間内かつ、代替職員の雇用期間（最大7か月）

## 申請手順

※詳細は県ホームページをご確認ください。

### 1 事前着手承認申請書等の提出

交付決定前に代替職員の募集を開始する場合は、「チェックシート」で確認の上、「事前着手承認申請書」を兵庫県疾病対策課へ提出し、承認を得る

### 2 補助金交付申請

代替職員の雇用計画が固まった段階で、補助金交付申請書等の必要書類を兵庫県疾病対策課へ提出し、交付決定を受ける

### 3 補助事業実績報告書の提出

事業終了後30日以内又は4月10日のいずれか早い日までに「補助金事業実績報告書」を兵庫県疾病対策課へ提出する。

（※補助対象期間が2か年度にまたぐ場合、実績報告は各年度毎に行う必要があります。）

※令和7年4月1日から申請手続きが変わりました。詳細は下記へお問合せください。

制度に関する詳細や、申請書類の様式を県のホームページで公表しております。

是非ご覧ください。



〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
兵庫県保健医療部疾病対策課がん対策班  
☎078-341-7711（内線73916）

  
兵庫県  
Hyogo Prefecture

